



# 共同企業体による建設工事の監督について（通知）

技術基準の種類：設計・施工  
通知日：平成11年4月16日

管 第 22 号  
平成11年4月16日

部 内 各 課（室） 長  
各 土 木 事 務 所 長  
鳥 取 港 湾 事 務 所 長  
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

様

土 木 部 長

## 共同企業体による建設工事の監督について（通知）

建設工事における共同企業体は、大規模工事等の安定的な施工や中小企業者の経営力、施工力の向上等の目的で結成されるものであり、その活用に努めているところですが、最近、共同企業体による建設工事において、各構成員による共同施工が実施されていない事例が見受けられました。

については、共同企業体による建設工事の監督に当たっては、下記のとおり確認することとし、不適切な点を確認された場合は、契約書第12条に基づき工事関係者に関する措置請求を行うなど、契約図書に基づき適切に対応するよう貴所屬職員へ周知徹底してください。

### 記

- 1 工事着手前に、施工計画書及び施工体系図等により、共同企業体の各構成員が工事の規模・種類及び出資比率等に基づいて適正な技術者配置や施工分担等を計画しているかを確認する。
- 2 工事期間中、以下の事項などについて、現場立会時等に各構成員の監理技術者又は主任技術者に聞き取りするなどして確認する。
  - (1) すべての構成員が監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置していること。
  - (2) 工事現場における実際の技術者配置及び施工分担等が施工計画書及び施工体系図等に従い適正に行われていること。

別 紙 1

### 設計業務時におけるコスト縮減対策について

設計業務（概略設計、予備設計、詳細設計）において、コスト縮減の検討余地が残されている業務を対象とする。

- (1) 下記項目を特記仕様書に記載するものとする。

（次の段階の設計時に検討すべきコスト縮減対策の提案）

当該業務で検討してきたコスト縮減対策を引き継ぐこととして、次の段階の設計時に検討すべきコスト縮減対策の課題を形状、構造、使用材料、施工方法等について「コスト縮減設計留意書」に整理すること。

なお、この提案は、次の段階の設計を実施する際の情報として適切に引き継ぐものであり、その提案についての安定計算等の作業を求めるものではない。

但し、当該業務が詳細設計の場合には、当然、提案を次の段階の設計に引き継ぐものではないため、工法の提案と併せてその工法の安定計算等の作業を行うものとする。

注）文中の「次の段階の設計」とは、設計業務を概略設計、予備設計、詳細設計の順に予定している場合は、概略設計に対してのそれは予備設計であり、予備設計に対しては詳細設計である。

(2) このコスト縮減の検討に要する費用は、積算において主任技師0.5人、技術(A)1.0人を別途計上すること。  
但し、これによりがたい場合は、別途考慮するものとする。

別紙 2

コスト縮減設計留意書

設計の内容	次の段階の設計時に検討すべきコスト縮減対策の提案及び効果	関連する検討事項及び問題点